

## 論文

# 近代公園と公共の思想 — 上野公園移管と森鷗外

上 安 祥 子

Modern Park and the Formations of the publicness  
— Ogai Mori's commitment to the Ueno Park Problem

KAMIYASU Nagako

### はじめに

公園とは、何か。皇室から政府への移管問題の渦中、上野公園を管轄する帝室博物館総長は、この問いをもって、移管が必要ないことを論じる原稿を書き始めた。総長は森林太郎（総長としては当然、本名の林太郎だが、以下、鷗外とする）、その原稿は「上野公園ノ法律上ノ性質<sup>(1)</sup>」（以下、「公園手稿」とする）と題された。

しかし、「上野ハ動物園トモ政府ニテ引受クル筈ノ回答来レリト申候。然レバ只博物館ノミガ帝室ノ物トシテ残候。最早彼此云フ余地ハ無之候<sup>(2)</sup>」と友人へ書き送った三ヶ月ほど後、「公園手稿」に「不完」「大正九年六月」と書き入れ、鷗外はペンを置いたようだ。

移管問題は、鷗外の記録によれば「見次官石原健三。言移管公園之事<sup>(3)</sup>」と記した1919年（大正8年）頃から、政府と宮内省との交渉（石原健三は

上 安 祥 子

宮内省次官)が続いていたと思われる。「上野公園(博物館、動物園の外)を政府にわたす次官の案は政府に交渉したがまだ引受けるとは云つて来ない<sup>(4)</sup>」「宮内省ハ公園ノ空地ヲ政府ニ引渡サント交渉中ナルガ如シ○博物館ヨリハ博物館、動物園及其周圍(火除地等)ノ保留ノ意見ヲ出シアリ<sup>(5)</sup>」、つまり宮内省としては「公園ノ空地」の移管、博物館としても博物館や動物園および周辺の土地は渡さない、という方針だったらしい。しかし、先にあげたとおり、政府側は博物館以外のすべての移管をもくろみ、宮内省側の主張は通りそうもない状況だったようだ。

「公園手稿」をいつ起稿したか、またいかなる方法で発表しようとしていたのか、さだかではないが、移管問題の核心部分にかかわる、管轄主体について論じた第三章において、宮内大臣が上野公園全体の管理主体になり得るとの結論を導き出していることからすれば、「空地」など、部分的な移管を交渉材料にする以前に、執筆をはじめたと言えようか。

結果として、鷗外在職中に移管は具体化せず<sup>(6)</sup>、「公園手稿」も未完のままとなったのだが、「公園手稿」にあらわれた公園観からは、鷗外の〈公共〉の思想をうかがい知ることができる。よって以下これを考察することとしたい。

## I 公園とは、何か

「公園手稿」の第一章を、鷗外は「公園ノ意義」と題し<sup>(7)</sup>、1873年(明治6)の、公園設置を宣言した太政官布告第十六号<sup>(8)</sup>(以下、「公園布告」とする)を引用することから書き始めている。布告の全文は、次のとおりである。

第十六号

府県へ

三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等、是迄群集遊観ノ場所(細字双行部分省略)従前高外除地ニ属セル分ハ、永ク万人偕楽ノ地トシ、公園ト可被相定ニ付、府県ニ於テ右地所ヲ撰ヒ其景況巨細取調、図面相添大藏省ヘ可伺出事。

明治六年一月十五日

太政官

このように、公園なるものが「万人偕楽ノ地」である、という大原則を示し、公園の候補地を選定して報告するよう求めているのが、「公園布告」である。上野公園の移管問題という懸案をかかえた鷗外の立場からすれば、核心にかかわるとされる管理や所有などについては何も示されていない。それでも、と言うべきか、「公園手稿」はこの「公園布告」を振り返ることから始め、第一章第一節は「万人ノ偕楽」について論じている。

あらかじめ「公園手稿」の全体を見渡してみると、「第一章 公園ノ意義」、「第一節 公園ノ実質的意義」「第二節 公園ノ法律上ノ性質」、「第一款 公園ハ营造物也」「第二款 公園ハ公物也」、「第二章 上野公園ノ現状別冊」、「第三章 上野公園ハ营造物ナリ」、「第一節 歴史上ノ理由」「第二節 法理上ノ理由」、「第四章 上野公園管理ノ法律上ノ根拠」、「第一節 营造物ノ管理及費用」「第二節 营造物ノ利用」という四章仕立てである。

第一章で公園の定義を確認、第二章は「別冊」が存在するかどうか不明、第三章において、過去の移管により、上野公園が皇室の所有になったことについて、公園が营造物であり、营造物の管理主体は行政主体であることからすると、皇室に移管された時点で、公園は营造物ではなくなっていた、という意見があることにふれ、それに対して、皇室に移管されたからといって、营造物としての実態が変わったわけではなく、宮内大臣は実質的に行政主体と見做しうる、との見解を示している。そのうえで第四章で、上野公園の管理について論じている。つまりは、移管問題への対応なら、第三章だけでも可能だということである。

「父は物事を<sup>きちん</sup>整然と整理する事が好きだった。私たちが何か失くしたというと、「まず」といってから、そのものには全然関係のない<sup>ひきだし</sup>抽出からはじめて、一つ一つゆっくり整頓して行った。すっかり整然と片付けてゆくと、また不思議になくなったと思うものも出て来た。……父に何か解らない所を質問すると、この調子で一番最初から説明してかかるので、怠け者

の私はよく閉口した<sup>(9)</sup>』とは、鷗外の次女、杏奴の回想である。

上野公園移管問題という動機で「公園手稿」を書き始めたはずの鷗外が、まず、と、とりかかったひきだし、つまり第一章第一節には、「万人ノ偕楽」が収まり、次のひきだし、第二節には、「偕楽」のほかに、「公共」「营造物」「公物」といった言葉が入っており、それらを小分けにして整頓すれば、ひきだし全体は「公共ノ偕楽」として収まることになるようだ。

杏奴の探し物の場合も、「公園手稿」の場合にも、全然関係がない（まわりくどい）ことを鷗外がしているわけでは、もちろん、ない。まず、「万人偕楽ノ地」という定義に対する知見について、分析してみよう。

#### (i) 「万人ノ偕楽」

「公園布告」をほぼ全文引用したうえで、「公園トハ万人ノ偕楽ヲナス土地ヲ云ヒ、万人ノ偕楽トハ万人ノ共ニ楽ト云フ意味」である、と鷗外は言う。「偕楽」という言葉・概念の典拠である『孟子』では、「偕ともに」は、君主が民とともにするという設定で語られている。

『孟子』といえ、『四書』に数えられる、重要なテキストである。儒学の素養があり、江戸から明治を生きた知識人たちにとって、当然のごとく、「偕楽」は教養の範囲内の言葉・概念である。現代にまで遺る水戸や津の偕楽園のように、偕楽の名を冠した大名庭園・別荘なども存在<sup>(10)</sup>、用語自体、新奇なものではなかった。「公園布告」は一般庶民に向けてではなく、各府県宛に出されたこともあり、「偕楽」がどういった内容かについて、とりたてて説明を必要としなかったと思われる。さらに、既往の公園史研究においても、「偕楽」の内実については、発問すらされないに等しい状況が続いてきた。

しかしながら、公園が public garden であるならば、そして、それを「万人偕楽ノ地」として定義するのならば、〈パブリック－公共なるもの〉が、なぜ、いかにして「万人が楽を偕にする」として説明されるのか、また説明し得るのか否か、が問われなければならない。こういった観点から筆者

は、「偕楽」について論じたことがある。現在確認できるものとしては、19世紀以降にあらわれるようになった、“ともに楽しむ”といった名称をもち、またそれを目的としてつくられた、〈開かれた〉空間についてとりあげ、その構想や実現されたものの内実を分析した。そして、「公園布告」に通ずる「偕楽」が、〈公共性〉とはまったく異なる志向性を表現していたこと、一方で、「共楽」という言葉で表現された〈公共性〉の思想が別に存在したこと、を明らかにした<sup>(11)</sup>。

鷗外は幕末に生まれ、明治、そして大正を生きた。近世人流の儒学の素養も、近代西洋流の新しい知識も兼ね備えている。「公園手稿」の筆を擱いた大正9年は、「公園布告」から、半世紀近くが経っている。「偕楽」をいかに鷗外が論じているか、を問うことによって、近代日本がパブリックなるものを受容したひとつの型を抽出できるだろう。

注目すべきは、「偕楽トハ共同一致シテ楽ムト云フ意味ニアラス。如何ナル人タリトモ楽ムコトノ出来ル場所ト云フ意味ナリ。故ニ上ハ皇室ヨリ下ハ庶民ニ至ル迄、均シク楽ヲ得ルコトノ出来ル場所」、という文脈であることだ。「共同一致」ではない、ということと、「万人」を「如何ナル人」、「上ハ皇室ヨリ下ハ庶民ニ至ル迄」と言い換えて論じているということは、公園に集まった人びとが一体化することが「偕に」を意味するのではなく、公園があらゆる人びとに「均シク」開かれた場であるという「公平さ」を示している。「共ニ楽ムト云フカ故ニ、多クノ人カ同一ノ目的ニ対シテ楽シムト云フ意義ニ解ス可ラス」、つまり、「偕楽」は「公園」という空間を共有し、また時間も共有して、「同一ノ目的」で楽しむことでは必ずしもなく、「一人一人個々別々ニ楽ムトテ可」だと言う。たとえば「散歩ヲナシテ楽ムモ可、ホールヲナシテ楽ムモ可、花ヲ見テ楽ムモ可」、一斉にではなく、めいめい楽しむ、それで「偕楽」は成立するのである。

また、「公園」は「現ニ偕楽スルヲ要セス」、常にその場にいる人すべてで「偕楽」している状態でもよい。「万人カ当該地境ニ来ルトキハ偕楽シ得ル<sup>(べき)</sup>能力ヲ有スル」、訪れる人が楽しめる準備が調っているのが

公園であり、公園を訪れて楽しめない人がいたとしても、そのことをもって公園が公園たる要件を満たしていないということにはならない。万人にむかって開かれていることこそが重要であって、公園をどう享受するかは、利用者の随意、というわけだ。

そこで、これらの条件を満たさないものとして、「多数人富豪ノ庭園ニテ偕楽シ得ルトスルモ、之ハソノ一日、主人ニヨリテ入園ヲ許サレタルモノニシテ、常ニ必ス諸人ノ偕楽シ得サル所ニアラサレハ、公園ニアラス、という例が示される。たとえ多くの人びとと一緒に楽しんだとしても、その場が提供する側の意思で提供され、利用する側の随意ではないものは公園ではないのである。その場を提供する主体は「富豪」、第二節の用語でいえば、「行政主体」ではない「私人」、であることも、公園の要件を満たさない。

ところで、先にあげた「散歩ヲナシテ楽ムモ可、ホールヲナシテ楽ムモ可」であるが、田良島哲氏の翻刻<sup>(12)</sup>では、「ホール」に、原文のとおりであること示す、「ママ」という傍書がある。楽しみ方の一例として、このあとに続く文章のなかで「野球ヲナシテ楽ム」というくだりがあり、この野球の連想であるいは「ボール」の誤りと解されたのであろうか。しかし、これはホール=hallであろう。ボールを「ナシテ」では意味が通らないが、ホールならば、ホールをつくる、と解することができる。また、明治初年に演劇改良運動がおこり、結果としては劇場の改良がめざされたという時代背景（鷗外は劇場の改良より戯曲の改良が優先だと論駁していた<sup>(13)</sup>）が）も考慮すれば、やはりホール=hallであろう。

ここでホール=hallに思い至ったのには、わけがある。神田孝平の「国楽を振興すべきの説」（以下「国楽説」）の、次の一節を即座に想起したのだ。

都会の地ごとに壯麗・宏雄なる公堂を建築し、衆庶公楽の処となし、上は<sup>(闕字)</sup> 皇上より下は平民に至るまで、同遊偕楽あるに至らばもつとも妙とす。これを要するに、楽は衆とともにするに如かず<sup>(14)</sup>。

「公園手稿」の「ホールヲナシテ」「偕楽トハ……上ハ皇室ヨリ下ハ庶民ニ至ル迄、均シク樂ヲ得ルコト」が、「国楽説」の「公堂を建築し」「上は皇上より下は平民に至るまで、同遊偕楽あるに至らば」を思い起こさせたのである。ただし、鷗外が「国楽説」を参照したかなど、両者の関係は不明である<sup>(15)</sup>。

なお、神田が言う「同遊偕楽」は、国楽を振興するというこの論説の目的からして、公堂という場に同じ目的をもって集まり、一緒に楽しむことが想定されており、鷗外が言う「万人ノ偕楽」と、同じではない。公園が備えるべき機能の一部、偕楽の一部を示していることになる。また、神田の「衆庶公楽」という表現であるが、「衆庶」は「皇上」をカウントする語義はもたない。兵庫県令在職中、神田は「区会」や「県会」を開設するに際して、「会議」は「衆庶公同之利益」のためだとする布達を出している（明治6年11月26日布達、三）が、この用例でも、「衆庶」は一般の人びと、といった意味である。「国楽説」の文脈は、「衆庶公楽」する場に、さらに「皇上」が加わわるようなことになれば、「同遊偕楽」になり、申し分ない、ということであろう。

## (ii) 「万人」をめぐる

前節でみたとおり、「公園布告」は公園を「万人ノ偕楽」としたのだが、「地所名称区別細目」（明治9年5月内務省議定）によって、「公園地ト称スルモノハ各府県ニ於テ伺定メタル衆庶ノ偕楽園ナリ」と再定義された。

そもそも、「公園布告」の稟議書<sup>(16)</sup>では、公園について「人民ヲシテ縦遊散歩其身目ヲ娛樂セシメ、其身体ノ健康ヲ助ケ衆庶ノ労力ヲ慰セハ、所謂偕楽ノ一端ニモ有之」と書かれていた。公園の利用者としては、およそ「皇室」をカウントすることはなく、「人民」や「衆庶」が想定されており、彼らに楽、あるいは楽しむ機会や場を提供する、という発想である。

この「地所名称区別細目」が定めた「衆庶ノ偕楽園」について、「公園手稿」

はまったくふれていない。その理由はわからない。鷗外が「上ハ皇室ヨリ下ハ庶民ニ至ル迄」と、「皇室」も「万人」にカウントしているのは、『孟子』で示された「偕楽」の設定にもとづいていると言えよう。また、第一章は公園一般論であって上野公園に限ってはいないはずだが、そもそも「公園手稿」が上野公園の移管問題を念頭に書かれているのであるから、国家的な行事も行われる場所であった上野公園なればこそ、「万人」を語る際には、皇室を含めて当然であると言えなくもない。

「皇室」をカウントしない、人びと、という意味の言葉ならば、たとえば、造園家の小沢圭次郎が「公園は、公衆共同の観覧に供する為めに、設置する処なり<sup>(17)</sup>」と書きしるしている。鷗外も、「公園」を「oeffentliche Parkanlage<sup>(18)</sup>」と表現したり、市区改正の論議のなかでスラムクリアランスの考え方に対して、「公衆ノ字ヲ解釈スルノ奇癖ナルニ驚カサル能ハズ……富人ハ公衆ノ一部分ナリ。公衆ニ非ザルナリ。既ニ公衆ナシ<sup>(19)</sup>」と論駁、「富人」と「貧人」といった、格差で都市の住人を分け、一方を排除する考え方を批判し、一様に「公衆」としてとらえる視座を示している。

また、憲法発布に際しては、千載一遇の機会だとして「医人ハ則チ公衆ノ健康ト名クル邦国ノ一大目的ヲ追躡シテ、邦国ノ器械ト俱ニ運転スル一齒輪ナリ<sup>(20)</sup>」と記述しており、手紙には「公衆面前<sup>(21)</sup>」という表現をつかっている。一般の人びと、というぐらゐの意味で「公衆」を用いているのである。

むろん、本来の語義としては、「衆庶」より、「公衆」のほうが自覚的な人びとが想定される概念であり、両者はイコールではない。

たとえば「公衆」というような、「皇室」をカウントしない言葉が、「公園手稿」に一度も登場していないのは、「地所名称区別細目」を参照しなかったのか、「細目」より、「公園布告」を重んじたということなのか。それとも「万人」との、語義の整合性を考慮してのことなのだろうか。「万人」の言い換えとしては、「如何ナル人タリトモ」という一節が、スラムクリアランスへの反論を思い起こさせる。



上野公園の移管問題は「皇室」から政府への移管が議論されているのであり、「皇室」の用語を用いて語ることが、やはり必要であったらうか。なにより、帝室制度審議会の御用掛も務めた<sup>(22)</sup> 鷗外が、移管問題を浮上させるような社会情勢に、皇室のあり方が影響されることを懸念していたのは確かである。それを示す書簡を二通、次に引く。

- 宮内省ハ、媾和ノ為メ休戦ニナリシトキ、提灯行列ヲ宮門内ニ入ラシメシコトアリ。今日ノ新聞ニヨレバ、御苑公開ノ第一歩トシテ、団体(新聞ニ木村書記官話トアリ)ノ拝観ヲ許ス方針ナリト発表シ居レリ。如此形勢ナルユエ、御料地整理ニモ着手シ居リ、上野公園ヲ政府ニワタスト云フ如キモ其一端ナラム。然シ此ノ如キ「デモクラチー」風潮ヤ社会問題ニ対スル宮内省ノ挙動ハ、大イニ慎重ナル態度ヲ取りテ、十分研窮ノ上施行スベキモノナラム<sup>(23)</sup>。
- 今朝ノ新聞ニ依レバ、宮内省ハ一切ノ株券ヲ開放スルナラムト云フ……「デモクラチー」ト社会問題トニ対スル宮内省ノ動搖ニシテ、世間ノ富豪ト足並ヲソロヘテ行ク模様ニ相見エ候○是ハ果シテ適當ノ処置ナルベキカ。皇室ガ現状ニ対シテ何等カノ処置ニ出ヅルコトトセバ、何等カノ思召ヲ知ラシメル方法ニ出ヅベキニハアラズヤ……内柵ノ整理ナドハ、此際ヂツトシテ静マリカヘツテ居ル方が可ナルニハアラズヤ。整理ヲシテワライノデハナケレド、落着キテソロソロシテ可ナリ……兎ニ角上野ナンゾハドウデモ好シ<sup>(24)</sup> (後略)

開かれた皇室を求める時流があると鷗外は認識しつつ、その方向性に必ずしも肯定的ではなく、慎重な対応が必要であると考えている。この書簡に言う「今日ノ新聞」は「宮中と民衆の接触は現代に於ける自然的趨勢である。是を促進するには先づ形に現はす必要があるので宮内省は種々協議の結果先づ禁苑拝観の範囲を拡める事にし」<sup>(25)</sup> 云々という記事であると思われるが、「宮中と民衆の接触」を「禁苑拝観の範囲を拡める事」として

実現する考え方があるのならば、現に皇室財産であり、しかも動物園や博物館を備え、公開されている上野公園は、その方向性で機能し得る要素を備えていたはずである。しかも、小野良平の指摘もあるように、「明治前半期の上野公園にかかわるイベントや儀礼の風景の中に、民衆の姿は公園にではなく、パレードの沿道に群がる人影としてしかみることができない。明治二十二年（一八八九）の憲法発布に際しての祝典のときも、上野公園自体は華族や議員らのために使用されただけで、民衆はただ沿道から聖容を仰ぐのみ」という状況であったものが、「明治二十七年の日清戦争祝捷会のころから……民衆の儀礼の姿が、明治二十年代以降に帝都の整備とともに登場してきた宮城外苑（明治二十一年から整備）や日比谷公園（明治三十六年仮開園）に現れてくる<sup>(26)</sup>」というようになっていた。

鷗外としては、「慎重ナル態度」で、「動揺」せずに、「デモクラシー」や社会問題に対応し、次章で論じることを先取りして言えば、公共性のofficialの部分を守っていくことを重要と考えていたのであろう<sup>(27)</sup>。皇室が行動を起こすのであれば、たとえば「株券ヲ開放スル」といったようなことではなく、「何等カノ思召ヲ知ラシメル」ことである。「上野ナンゾハドウデモ好シ」とは言い過ぎだが、鷗外の懸念の深さをあらわしているだろう。ただ、杏奴のみるところ、鷗外は「論争して無駄な時間を費やすことが嫌いなので、随分厭だと思ふことも、しつこくいうと負けてしまった」などという面があったとのことで、「「勝手にしろ」は父がいつも最後にいう言葉<sup>(28)</sup>」であるらしい。そうしてみると、「上野ナンゾハドウデモ好シ」は、いかにも鷗外らしい言い方ということになる。

## Ⅱ 公共とは、何か

### (i) 「公共ノ偕楽」

「公園手稿」第一章第一節において、鷗外は公園の要件である「偕楽」とは、つねに万人に開かれていること、を論じた。そして、万人を皇室から庶民までとし、偕楽とは、公園を訪れる誰もがめいめい随意に楽しめることで

あるとした。つまり、公園を享受する側に重点をおいて語った。

第二節第一款では、第一節においては一度も使用されなかった、「公共」という言葉を用いて、「万人ノ偕楽トハ、公共ノ偕楽ヲ意味スルカ故ニ、公園トハ、公共ノ偕楽ヲ目的トスル為ニスル土地即チ設備ナリ」という、もう一つの定義を登場させる。そして「公共ノ為メ一定ノ目的ヲ達スル為メノ設備」が「営造物」であり、その営造物は「設備」であること、「公共ノ利用ニ供スモノ」であること、「行政主体ノ供シタルモノ」であること、という要件を提示し、公園がそれらに該当すると論じている。

先にもふれたが、鷗外の著作のなかに、「公園 öffentliche Parkanlage<sup>(29)</sup>」と書いたものがある。公園が単なる Park ではなく、öffentliche Parkanlage = 公共公園、しかも Parkanlage = 公園施設という語が選ばれていることが重要である。「営造物ハ設備タルヘシ」なのであるから、たとえばホールなどが用意される、というわけで、やはり第一章第一節の「ホール」は、英語の hall だろう。

第二款では、公園が「公物トハ、直接ニ行政ノ目的に供セラレタル物」、という要件にも合致し、「公物」であることを確認している。

こうして、第一節では、「公共」という語句を使わず、社会全体、という意味での「公共」を論じ、第二節では、公権力 — それを鷗外は「行政主体」と表現している — がかわり、公権力によって提供されるべきもの、という意味での「公共」を論じ、公園を提供する側に論点を移している。

つまり、「公共」は、何かを共にすることと、さらにそれだけではなく、それを担保する、公権力が必要、ということなのではなかろうか。

たとえば、次にあげるような論説を例にとれば、さらにわかりやすいのではないかと思われる。「公園布告」の翌年、新聞に掲載されたものである。

英語（パブリック）ノ如キ公ト訳スト雖モ鞞ヲ隔テ、痒ヲ搔ク如キヲ  
覺ユ。……抑パブリックヲ以テ名ヅクベキ者ハ人民共有ノ者ニテ、（パ  
ブリックガーデン）ト言ハゞ全国人民共有ノ園圍ナリ。国王モ亦此園

園ヲ惣持ニスルウチノ一人ナルベシ。……立君独裁ノ国ニテハ全国人民惣持ニスルモノナケレバ、(パブリックガーデン) (パブリックビルジング) ヲ公園公舎ト訳セバ、我国ニテハ只御上ノ物ト思ハル、故ニ、(パブリック) ヲ訳シテ公ト言ヘバ、時トシテ妥当ナラザルコト有リ<sup>(30)</sup>。

論者葛原眞風は、英語(英国)では国王も含め「全国人民共有」するものが「パブリック」だ、としたうえで、当時の日本の国家体制上、「全国人民惣持」となるようなものは存在し得ない、と言う。したがって、「パブリック」を「公」と訳すのは精確ではなく、「公」の字がつくものをお上のもの、言い換えれば「官」、要するに公権力のものだとして受け取ってしまう、と言っている。事実、「上野東叡山御用地之儀ハ先般官園之御沙汰モ有之<sup>(31)</sup>」と、「公園」ではなく、「官園」と認識している例もある。

直接、上にあげた論説に答えているわけではないが、「公園手稿」の第一章第二節で鷗外が、「营造物」や「公物」といった「当時のドイツ由来の行政法上で用いられていた概念<sup>(32)</sup>」を駆使して整頓しようとしていたのは、公共なるものの概念である。齋藤純一氏にならって言えば<sup>(33)</sup>、〈すべての人びとに関係する共通のもの — common〉という意味で、偕楽あるいは共有、〈国家に関係する公的な — official〉という意味で、公権力が担うもの、の区別を論じていたのではなかったか。さらにいえば、第一章第一節では、〈誰に対しても開かれている — open〉も語られていた。

## (ii) 「公衆」をめぐる

前節において、「公共」という言葉が含意する意味を鷗外が区別し、第一章第二節では official の部分を論じたのではないかと述べた。上野公園の移管問題という懸案を念頭に書かれたと思われる「公園手稿」においては、official が重要となるのは当然だろう。

だが、鷗外は、スリムクリアランスの考え方に強く反論したように、

open についての理解も深かったようだ。だからこそ、open を実現するためにも、official の部分を重視していたのではないかということをはかがわせる著作がある。ただ、便宜上本稿ではここまで open、official、common という、英語を用いてきたが、鷗外本人が拠りどころとするのはドイツ語であって、翻訳するとすれば、「公共の」ではなく、「公衆の」である。

その著作とは「公衆衛生略説」である。鷗外は、「公衆衛生」という用語は、そもそものドイツ語も、翻訳した日本語も、精確な表現ではない、と言う。だが、公衆衛生の公衆にあたる部分が、öffentlich であることを否定してはいない。日本語に訳す場合に、「衛生公法」を候補にしようとしたことがある、と書いており、「公衆」では明確に表現できないと考えていたようだ。

あらためて言うまでもなく、「公衆の」と öffentlich では、語義の範囲が違ふ。öffentlich に「公衆の」は含まれるが、社会の、世間の、世論の、公開の、公共の、公立の、なども、öffentlich で表現できる。

鷗外によれば、公衆衛生とは、「公衆健康保護法 Oeffentliche Gesundheitspflege といふ字を訳したる<sup>(34)</sup>」ものである。そしてこう言うのだ。「夫れ公衆健康保護法と云へるは公衆健康といふものを護る法に非ず。人の健康を公衆的に護る法なり<sup>(35)</sup>」。「公衆的」という表現は一般的にあまりつかわれないうちに思うが、おなじ「公衆衛生略説」の、次のような部分が参考になる。

鷗外は言う。公衆衛生の範囲には二つあり、一つは、他者の健康を害する行為あるいは不行為が存在すれば、原因をつくった側を規制したり、被害にあった側を救済したりする法を制定する。もう一つは、健康のため、あるいは健康を阻害するものを除去するために、一個人ではできないことを公衆がなす。それらをあわせたものが公衆衛生である、と。そしてこう述べる。「往事「ポリツアイ」Polizeiと云字に広義ありて、今の警察 Sicherheitspolizei の如き狭義なきときは、彼衛生警察 Sanitäts-oder

Medicinalpolizei [sic] といふ字は公衆衛生の意味ありしなり。此語は今の警察の意義には合はず……蓋ぞ「衛生行政」とか「医事行政」とか改めざる」<sup>(36)</sup>。

つまり、誰のための衛生か、という意味での公衆の部分ではなく、衛生は誰の責任か、行政の責任である、というところを強調しているのであり、先の「公衆的に護る」、というのも、公権力が護る、と理解していいのではないか。それは「公衆の健康は、政府の一大目的なり、人民には政府に向て、「我等を健康にせよ」と求むる権理あり、政府には人民に向て、「爾等を健康にせん」と誓ふの責任あり<sup>(37)</sup>」という記述からも、明らかであるように思われる。

ドイツ語に長けていた鷗外は、öffentlich が日本語より含意する範囲が広いことを正しく理解し、「公衆衛生略説」では、よりの確に意味があう日本語におきかえるのではなく、「公衆衛生といふ語、法律に入り書名となり倒に変更し難き<sup>(38)</sup>」という状況に鑑み、あえて「公衆」を用い、「公衆の」という日本語を、ドイツ語 öffentlich 同様、多義的な言葉として育てようとしていたと言えるかもしれない。ただ、これを「公園手稿」第一章第二節では、「公衆の」とは言わず、「公共の」と表現しているのである。

### Ⅲ 日記・書簡に見る鷗外と公園

前章まで、上野公園移管問題を題材に、帝室博物館総長という当事者の立場で、公園をめぐる、鷗外が公共なるものについてどのように考えていたかを考察してきた。最後に、一私人としては、公園をどのように享受していたか、遺された日記と書簡からたどってみたい。

#### (i) 留学時代と公園

鷗外がドイツ留学に旅立ったのは1884年（明治17）である。幕末から明治初期に渡欧・渡米した誰もが、確信的に「公園」という表現を用いたわけではなかったのとは違い、「公園布告」から10年以上が経ち、すでに公

園と名のつく空間が、日本にも存在していた。

しかし、留学中の『独逸日記』（明治17年10月12日～21年5月14日）では、劇場へ頻繁に通っていることが確認できる一方で、公園の記事は明治20年4月4日の「午后岩佐と英吉利公苑を逍遙す<sup>(39)</sup>」、この一件しかない。

この英吉利公苑 Englischer Gartenは、ミュンヘンにある大公園で、「当初から公開を目的としていたこと」「王室財産から一種の喜捨という形の出費により工事がすすめられたこと」「民衆の休養、娯楽と教育が目的とされていたこと」といった方針だったことにより、Volksgarten の思想を具体化した、最初の例だと言われている<sup>(40)</sup>。少なくとも、「公園手稿」を執筆している頃の鷗外ならば、こうしたことに深く興味を持ちそうに思えるが、あまりに簡潔な記述である。

ドイツに向かうまでの『航西日記』（明治17年8月23日～10月11日）は、小島憲之氏や中井義幸氏が指摘しているように、成島柳北の『航西日乗』や、久米邦武の『米欧回覧実記』を「引用」したり、「迹をそのまま追う観を呈している」ような記述が少なくない<sup>(41)</sup>。

ドイツには行かなかった成島はおくとして、『米欧回覧実記』には、Englischer Garten については次のように書き留められている。「府ノ北ニハ……此辺ニ公苑アリ、「インギリス、ガーデン」ト云、区域廣大ニテ、中ニ大池ヲ掘リ……元来此府、旧部ノ街区ハ、道路狹隘、不規則ニシテ、樹木モナク、炎天ニハ健康ニ宜シカラス、故ニ新部ニ於テハ、宏恢ニ街ヲタテ、樹木ヲウエテ、爽氣ヲ流通セシメタリ<sup>(42)</sup>」。これを見ると、鷗外が専門とする衛生学、それに関連する都市計画的な記述もあるのだが、ペンを走らせるほど、詩情をかき立てられなかったということなのだろうか。

同年同月の17日には、「獸苑Thiergarten [sic] に至り、凱旋塔に登る。四方皆家人烟濛々、塔の西即ち苑なり。材木の芽を放つを見る。東皇の駕將に至らんとするを知るなり<sup>(43)</sup>」との記述がある。やや紛らわしいが、単なる動物園という意味での Tiergarten ではなく、小説『舞姫』に登場させた、ベルリンの大公園であり、凱旋塔は Siegestsäule 戦勝記念塔であ

る。ドイツ統一に至る歴史に思いを馳せたのだろうか。

同年8月7日には、「博覧会苑Ausstellungsparkに至り、美術博覧会を観る<sup>(44)</sup>」、27日にも「博覧会苑<sup>(45)</sup>」に出向いた記事があるが、この「博覧会苑」は毎夏大ベルリン美術展覧会が開催された公園だといふ<sup>(46)</sup>。同年9月17日の「宮苑Hofgartenを歩す。古城趾あり。城壕に蜀黍を植ゑたり<sup>(47)</sup>」、これも大公園<sup>(48)</sup>だが、多少の情景は記すものの、この程度である。

『隊務日記』（明治21年3月10日～7月2日）には公園の記事はなく、ドイツからの帰国記録『還東日乗』（明治21年7月3日～9月8日）にも、明治21年7月21日に「雇車至公園（Bois de Boulogne）<sup>(49)</sup>」とあるだけである。

## （ii）家族と公園

長男於菟の幼少期、つまり明治20年代半ば以降から、長女茉莉が誕生した頃の明治30年代半ば、『観潮楼日記』（明治25年8月10日～10月22日）、『徂征日記』（明治27年8月25日～28年10月14日）があるが、公園は登場しない。

『明治三十一年日記』では、4月1日に「夕に賀古来る。乃ち共に浅草公園に往き、大金に一酌す<sup>(50)</sup>」と、友人の賀古と浅草公園にいった記述はあるが、公園でどう過ごしたかは書かれておらず、晩酌したことしかわからない。

『小倉日記』（明治32年6月16日～35年3月28日）では、帰京していた期間にあたる明治34年3月17日、末弟潤三郎と於菟を連れて「精養軒に午餐す<sup>(51)</sup>」とある。上野公園内の精養軒ならば、食事だけでなく、日曜日のひととき、公園内を散策でもしたのだろうかかと推測してみたくなるが、築地の精養軒か上野の精養軒かは、わからない。そして、その二週間後の3月31日、「日曜日なり。於菟を伴ひて上野公園に遊ぶ<sup>(52)</sup>」、これが日記からたどることができる、公園で家族と過ごした最初の記録であると思われる。そのほかに、明治34年9月19日に「博渉会を東公園一方亭に開きて予を招く。予水の説を講ず<sup>(53)</sup>」と、福岡で講演に招かれた記事がある。



以後、日記としては『明治四十一年日記』まで間があくのだが、日露戦争出征中に妻に宛てた書簡には、「茉莉が鶺鴒沼にゐて公園にいかうといふなぞはおもしろいね<sup>(54)</sup>」「東京はもう大分春になつた筈だから天気の良い日にはなるだけ茉莉さんをつれて公園にいくやうにおし。茉莉さんも丈夫になるし自分の体のためにも好いから<sup>(55)</sup>」「もう暦を見ると夏だから東京で公園にでもいつて見たら青葉のさかりだらう。茉莉をつれて遊んでおあるきなさい<sup>(56)</sup>」とある。文面からして、これ以前にも茉莉を連れて公園に行ったことがあるらしい。子供の発育や妻の健康を助長する場として、公園を利用していたようだ。

『明治四十一年日記』以降、季節的な問題や、子供たちの病気、鷗外の奈良出張など、一緒に外出できない要因がある時期を除けば、かなりの頻度で週末（陸軍省を退官後、帝室博物館総長として官界復帰するまでの期間は週末に限らないが）に妻子を連れて、上野や浅草、飛鳥山、芝、日比谷といった公園に出掛けた記事が見うけられる。記述は全般的に簡潔であり、たとえば「歩上野」は、上野公園を歩くことなのか、上野の街を歩くことなのか、判断できない。また、上野公園に「往く」もあれば、「歩く」という記述もあり、公園内の動物園や博物館に行くのか、単に上野公園に行くのか、区別ができない場合もある。

杏奴によれば、「本郷通りや上野公園は最も父の事が思出される場所<sup>(57)</sup>」と、上野公園の名前があがるものの、敬愛してやまない父が思い出の中心となるためか、公園での過ごし方や、森家以外の家族、人びとがどのように過ごしていたかは、残念ながら言及されていない。ただ、小石川植物園や、「郊外散歩」（上野公園が入るのかどうかは不明）については、子供たちが駆け回る傍らで、読書をする父（といっても、子供たちの様子をちゃんと見守っていた）、という思い出が語られている<sup>(58)</sup>ので、上野公園でも同様だっただろう。

## むすびにかえて

本稿では、帝室博物館総長としての鷗外が、上野公園移管問題への対応としてまとめようとしていた「公園手稿」を手がかりに、鷗外の〈公共〉の思想について、official な面を重視し、かつ懸念もしていたことを論じてきた。その懸念に関して、小品『空車』に言及しておきたい。

〈空車〉というモチーフがいったい何をあらわしているか、そして鷗外が何を言わんとしているかについて、読者に考えさせずにはおかず、諸説ある。それらについて今はおき、本稿の執筆過程であらためて『空車』に接して、思い至った二つの文章をあげてみよう。一つは18世紀末にさかのぼるが、松平定信の意見書、もう一つは大久保利通の意見書である。

- 只仮りの御虚号に候ても、御私の御恩愛によりて、御位を踏まれず、御統紀を受けられずして、太上天皇の尊号これあるべき御道理曾て御座なく、殊に尊号宣下と申儀は、猶以て御道理如何の筋に存じ奉り候。御名器は御私の物にこれなき所、右の通に相成候ては、御筋合然るべからざる儀に御座候<sup>(59)</sup>。
- 天子ノ大権、其ノ外貌益重モケレハ、則ハチ其实権愈軽シ……其外貌ノ大権ヲ強持セント欲セハ、則ハチ天子坐ナカラ空器ヲ擁シ……天位モ亦将サニ危カラントス……今日ノ要務先ツ我カ国体ヲ議スルヨリ大且ツ急ナルハナシ<sup>(60)</sup>

定信の意見書は、光格天皇が、即位しなかった父、典仁親王に太上天皇の尊号を贈ろうとした、いわゆる尊号事件について、朝廷からの打診に異を唱えたものである。論旨は「御名器は御私の物にこれなき所」、つまり、皇位を私物化する行いである、として拒否した。

大久保利通の意見書は、立憲政体樹立の詔の発布に向かう政治過程で、立憲主義と天皇の大権とのバランスをいかにとるかを論じ、「天子坐ナカラ空器ヲ擁シ」、天皇が存在しても空虚な器を押し戴くようなしくみになっ

てはならない、と、警告を発している。

どちらの場合も、皇位、あるいは皇位の正統性といったような意味で「器」がつかわれているのは、三種の神器を比喩したものかと推測される。『空車』を発表した前年、大正天皇の即位の礼が行われ、鷗外も列している。〈空車〉を鳳輦の比喩ととらえることは、さほど突飛な見方ではないだろう<sup>(61)</sup>。他にこうした用例があるかどうか、あるいは典拠となるようなものがあるかどうかは、今後の課題の一つとしたい<sup>(62)</sup>が、おそらくは、そうした比喩が通じる土壤が、少なくとも当時はあったのではないか。だからこそ鷗外は、『空車』を新聞というメディアに発表し、皇室のあり方、国家のあり方を、世に問うたのであろう。

- 
- (1) 東京国立博物館140周年と帝室博物館総長在職のまま亡くなった鷗外の生誕150年が重なった2012年、「公園手稿」が鷗外の手稿であることが発表された。署名はないものの、鷗外の自筆手稿であるとみられることは、この史料の存在を発見、紹介した、田良島哲の「森鷗外自筆手稿「上野公園ノ法律上ノ性質」」(『Museum』645号、2013年)に詳しい。本稿執筆にあたって、筆者も「公園手稿」の全文を画像(東京国立博物館所蔵 Image: TNM Image Archives)確認し、鷗外自筆であると判断した。
  - (2) 書簡1368、大正9年2月21日付、賀古鶴所宛、『鷗外全集』(以下、『全集』)第36巻、575頁。以下、鷗外の著作の引用は岩波書店版『鷗外全集』全38巻を用いる。引用に際し、適宜句読点を付し、漢字や合字などは現行の表記にあらためた。また、「公園手稿」からの引用については、テキストが未定稿であり、鷗外自身によるとみられる加筆・修正があるため、原則として加筆・修正を反映したものを採用する。なお、いずれの場合も、引用文中の傍点や記号は原文のままである。
  - (3) 「委蛇録」大正8年12月26日条、『全集』第35巻、789頁。
  - (4) 書簡1364、大正9年2月13日付、賀古鶴所宛、『全集』第36巻、572頁。
  - (5) 書簡1365、大正9年2月16日付、賀古鶴所宛、『全集』第36巻、573頁。
  - (6) 鷗外は総長在職のまま、1922年(大正11)に死去。上野公園と動物園が東京市に下賜されたのは1924年(大正13)。
  - (7) 「公園トハ何ゾ」を「公園ノ意義」と修正している。章や節のタイトルは、冒頭の目次と、本文部分とで違いがある。引用に際しては、本文中のものを採用する。

- (8) 「府県公園地御定ノ儀伺」『公文録』（第百九巻、明治六年一月、大蔵省伺二）国立公文書館所蔵。なお、『太政類典』に記載されているものとは、字句に若干の異同がある。
- (9) 小堀杏奴『晩年の父』岩波文庫、1981年、56-7頁。
- (10) 上安祥子「近代公園思想の二つの水脈 — 円居の楽、一弛の楽」『日本思想史研究』第41号、2009年。
- (11) 前掲拙稿、註(10)。
- (12) 前掲田良島論文、註(1)。
- (13) 「演劇改良論者の偏見に驚く」『全集』第22巻。
- (14) 神田孝平「国楽を振興すべきの説」『明六雑誌』（中）、岩波文庫、2008年、152頁。
- (15) 「国楽説」が掲載されたのは『明六雑誌』であり、明六社の代表は西周である。鷗外と西周は縁戚関係にあり、鷗外が十代前半の1872年～1875年、神田にあった西の家に寄宿している（「自紀材料」明治五年（十一歳）の項に、「十月頃西周の家に寄宿す」とある。『全集』第35巻、5頁）。『明六雑誌』は、まさにその時期に発行されている。ただし、三十歳以上の年齢差があるふたりは、親密に交流したわけでもないらしい。また、鷗外が「国楽説」を読んだ、などということが判明しているわけではない。たとえば、東京大学総合図書館鷗外文庫には、目録を見る限りでは、『明六雑誌』や神田の著書は含まれておらず、鷗外が神田の著述を参考としたかどうかは、不明としか言いようはない。
- (16) 前掲、註(8)。
- (17) 小沢圭次郎『明治庭園記』玉利喜造他『明治園芸史』第十篇、日本園芸研究会、1915年、361頁。
- (18) 「衛生新篇」『全集』第31巻、569頁。
- (19) 「市区改正ハ果シテ衛生上ノ問題ニ非サルカ」『全集』第28巻、136頁。
- (20) 「千載ノ一遇」『全集』第28巻、188頁。
- (21) 書簡25、明治23年12月13日、中西梅花宛、『全集』第36巻、15頁。
- (22) 鷗外が帝室博物館総長兼図書頭に任ぜられたのは1917年（大正6）12月25日、帝室制度審議会御用掛に任ぜられたのは1918年（大正7）1月15日である。帝室制度審議会と鷗外の関わりについては、大塚美保「帝室制度審議会と鷗外晩年の業績」『聖心女子大学論叢』117、2011年、に詳しい。
- (23) 書簡1365、大正9年2月16日付、賀古鶴所宛、『全集』第36巻、573頁。
- (24) 書簡1366、大正9年2月17日付 賀古鶴所宛、『全集』第36巻、574頁。
- (25) 大正9年2月16日『東京日日新聞』。
- (26) 小野良平『公園の誕生』〔歴史文化ライブラリー 157〕吉川弘文館、2003年、133-4頁。
- (27) 「公園手稿」は、こうしたデモクラシーや社会問題に対する、「宮内省の方針への危機意識から書かれたものであると考えられる」、として、皇室財産という観点から、「御料の問題に取り組むことは、皇室をいかに維持していくのかという問題、ひいてはどのように公共性を構築していくのかという問題

- を検討することでもあった」という指摘がある（村上祐紀「帝室博物館総長としての鷗外森林太郎 — 「上野公園ノ法律上の性質」 鷗外研究会編『森鷗外と美術』双文社出版、2014年、283-4頁）。皇室制度審議会御用掛としての役割、経験を含めて、この点については別稿を期したい。
- (28) 小堀杏奴『晩年の父』岩波文庫、1981年、89-90頁。
- (29) 「衛生新篇」『全集』第31巻、569頁。「衛生新篇」は、翻訳と言ってもいい部分もあるが、第五版で加筆された、「公園öffentliche Parkanlage」を含む部分に関しては、部分的な引用はあっても、翻訳というほどではないらしい。ただし、典拠は不明だという（石田頼房「森鷗外の都市計画論——衛生新篇の都市、家屋の章について」『総合都市研究』第63号、1997年）。本稿でも、「öffentliche Parkanlage」という用語に典拠があるのかどうか、あるならば何かを探し出すにはいたらなかった。
- (30) 葛原眞風「英語（パブリック）ノ説」1874年11月13日付『朝野新聞』「論説」。
- (31) 「高知県より宮地正勝公園取締請負願に付照会『上野公園書類』（博物館ニ引渡以前ニ係ル部〈庶務課〉明治6年創立ヨリ同8年12月ニ至ル）東京都公文書館所蔵。
- (32) 前掲村上論文、註(27)、288頁。これらの概念が「当時通行していた学説を踏まえていること」は、前掲田良鳥論文、註(1)にも指摘がある。
- (33) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年、viii-ix頁。
- (34) 「公衆衛生略説」『全集』第29巻、514頁。
- (35) 「公衆衛生略説」『全集』第29巻、514頁。
- (36) 「公衆衛生略説」『全集』第29巻、518頁。
- (37) 「衛生新誌の真面目」『全集』第29巻、6頁。
- (38) 「公衆衛生略説」『全集』第29巻、515頁。
- (39) 「独逸日記」『全集』第35巻、161頁。「独逸日記」は、原文のままではなく、修正や削除もあることがわかっている。阪上善政「森鷗外『独逸日記』の成立」（『関西外国語大学研究論集』40、1984年）に詳しい。
- (40) 白幡洋三郎『近代都市公園史の研究 — 欧化の系譜』思文閣出版、1995年。以下、VolksgartenとEnglischer Gartenについては、同書23-33頁による。
- (41) 「鷗外の『航西日記』がいかに『米欧回覧実記』によることの大であるかは明白である」「成島柳北の『航西日乗』の表現の文体を参考にしてしている点……など、『米欧回覧実記』以外の他書からの引用とおぼしき部分も多い」（以上、小島憲之『ことばの重み — 鷗外の謎を解く漢語』〔新潮選書〕1984年、29-30頁）「『航西日記』の記事が、あたかも柳北『航西日乗』の迹をそのまま追う観を呈している」「『航西日記』の記事は、柳北『航西日乗』の他に『米欧回覧実記』を典拠とするものが多い」（以上、中井義幸『鷗外留学始末』岩波書店、1999年、23頁と32頁）。
- (42) 久米邦武編・田中彰校注『米欧回覧実記』（四）、岩波文庫、1980年、247頁。
- (43) 「独逸日記」『全集』第35巻、162頁。「Thiergarten」はTiergartenの間違いである。

- (44) 「独逸日記」『全集』第35巻、168頁。
- (45) 「独逸日記」『全集』第35巻、169頁。
- (46) 『独逸日記 小倉日記』（森鷗外全集13）ちくま文庫、1996年、173頁、註(5)、(6)。
- (47) 「独逸日記」『全集』第35巻、171頁。
- (48) 『独逸日記 小倉日記』（森鷗外全集13）ちくま文庫、1996年、179頁、註(10)。
- (49) 「還東日乗」『全集』第35巻、222頁。
- (50) 「明治三十一年日記」『全集』第35巻、267頁。「大金」は、久保田万太郎「浅草の喰べもの」に、「鳥屋」として名前があがっている「大金」か。
- (51) 「小倉日記」『全集』第35巻、360頁。
- (52) 「小倉日記」『全集』第35巻、361頁。
- (53) 「小倉日記」『全集』第35巻、374頁。
- (54) 書簡441、明治38年3月7日、森しげ子宛、『全集』第36巻、208頁。
- (55) 書簡455、明治38年4月5日、森しげ子宛、『全集』第36巻、215頁。
- (56) 書簡466、明治38年5月4日、森しげ子宛、『全集』第36巻、220頁。
- (57) 小堀杏奴『晩年の父』岩波文庫、1981年、61頁。
- (58) 小堀杏奴『晩年の父』岩波文庫、1981年、58頁、『朽ち葉色のショール』講談社文芸文庫、2003年、12頁と59頁。
- (59) 渋沢栄一『楽翁公伝』岩波書店、1937年、243頁。
- (60) 大久保利通「立憲政体に関する意見書」『大久保利通文書 第5』（日本史籍協会叢書32）東京大学出版会、1983年、187-8頁。
- (61) 「晩年の鷗外の思想の一貫性を見るのが重要」である、といった問題意識からアプローチし、「空車、空っぽの車、それが天皇制を指し示している」、さらには「空車というのは天皇制とそれに代表される日本とか雅の伝統とかというようなものを指している」とする見解がある（池内健次『Minerva 21世紀ライブラリー 67 森鷗外と近代日本』ミネルヴァ書房、2001年、204頁）。
- (62) 東京大学総合図書館鷗外文庫には、松平定信の著作および確かに定信に関すると思われる書籍が複数ある。先にあげた尊号事件に関する史料がそれらの中に含まれているかどうか、本稿は書き終えてしまったが、調査中である。ちなみに、鷗外の日記には「白川楽翁公の愚几を摸作せんことを請ふ」（「明治四十二年日記」『全集』第35巻、453頁）「白川楽翁侯遺物の几を摸造せしめて成る」（「明治四十四年日記」『全集』第35巻、527頁）といった記事がみえる。杏奴の記憶には、盲腸で病床に伏したおり、「白河楽翁侯の脇息を摸造した小机を私の枕許に持って来て、物を書いたり本を読んだりしながら話相手になってくれるのであった」（小堀杏奴『晩年の父』岩波文庫、1981年、74頁）という父の姿がある。定信由来のその脇息を愛用していたらしいので、あるいは定信に対して、鷗外は特別に関心をもっていたかも、しれない。

（本学法学部非常勤講師）